第四十四条第二項の表第十三条第一項並びに第十五条第二項及び第四項の項を次のように改める。

第十三条第一項	住所地市町村長に	住所地区長を経由して住所地市長に
	住所地市町村長以外	住所地市長以外
第十五条第二項及び第四項	住所地市町村長	住所地区長を経由して住所地市長

第四十四条第二項の表第十四条第三号の項の次に次のように加える。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）	附則第三条第一項において準用する法附則第三条第三項の規定及び附則第三条第一項において準用する法附則第三条第四項において準用する法第八条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	内閣総理大臣　安倍　晋三 総務大臣　山本　早苗 財務大臣　麻生　太郎

第四十四条第二項の表附則第三条の項中「附則第三条」を「附則第四条」に改める。

附則第一条第三号中「同項の表第十三条第一項並びに第十五条第二項及び第四項の項」を「同項の表第十三条第一項の項」に改める。

附則第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（個人番号の指定及び通知等に関する経過措置）」を付し、同条第一項中「まで」の下に「（次条第一項において法附則第三条第三項の規定を準用する場合を含む。）」を、「附則第三条第四項」の下に「（附則第三条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「附則第三条第四項」の下に「（次条第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

附則中第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

第三条　法附則第三条第三項及び第四項の規定は、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第二百五十三号）附則第九条第一項に規定する適用日（以下この項において単に「適用日」という。）前に住民基本台帳に記録されていた同条第一項に規定する外国人住民であって、適用日以後住民基本台帳に記録されていなかったもの又は適用日前に転出届をし、かつ、当該転出届に記載された転出の予定年月日が適用日以後であるもののうち当該転出の日以後住民基本台帳に記録されていなかったものについて、同条第二項の規定により住民票に住民票コードを記載したときについて準用する。

2　前項において準用する法附則第三条第三項の規定及び前項において準用する法附則第三条第四項において準用する法第八条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第二条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百三十五号の次に次の一号を加える。

四百三十五の二	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条及び次項の規定　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日（平成二十七年十月五日）

二　第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第三十七条第三号の改正規定　平成二十八年四月一日

（地方自治法施行令の一部改正）

2　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）	附則第三条第一項において準用する法附則第三条第三項の規定及び附則第三条第一項において準用する法附則第三条第四項において準用する法第八条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	内閣総理大臣　安倍　晋三 総務大臣　山本　早苗 財務大臣　麻生　太郎

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令を公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年九月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百三十七号

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十八年十月一日とする。

内閣総理大臣	安倍　晋三
総務大臣	山本　早苗
法務大臣	上川　陽子
財務大臣	麻生　太郎
厚生労働大臣	塩崎　恭久
農林水産大臣	林　芳正
経済産業大臣	宮沢　洋一
国土交通大臣	太田　昭宏

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年九月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百三十八号

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十七号）の施行に伴い、並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第二項第三号及び第三項、第二十一条、第二十二条第十項並びに別表の規定に基づき、この政令を制定する。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正）

第一条　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条第二項」を「第八条第三項」に改める。